「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現に向けた提案・要望

分野別提案・要望

分野３　経済・産業を支える分野

新たな成長を導く次世代ビジネスの振興

要望先：国土交通省

県担当課：下水道管理課

地球規模の環境・エネルギー問題への対応等社会経済情勢が大きく変化する中で、産業構造の転換を進めていくことは、新たなビジネスチャンスの創出にもつながる。

今後大きな成長が予測されている世界の水ビジネス市場で国際展開を進めていくためには、地方公共団体の運営・管理技術を活かして官民連携した国際競争力の強化が求められている。

1 下水道分野の国際展開に対する支援の拡充

国土交通省

下水道分野において、地方公共団体と民間企業とが官民連携して国際展開を図るための拠点整備などについて十分な財政支援を行うこと。

◆現状・課題

- 世界の水ビジネス市場は今後大きく成長していくことが予測されており、トータルシステムとしての日本の高い下水道技術が求められている。
- 現在、国土交通省では、優位技術のさらなる国際競争力の強化を目的として、「下水道革新的技術実証事業」や「水・環境ソリューションハブの整備」を進めている。
- 本県においても、下水道分野の国際展開（県内下水道関連企業の海外展開支援や下水道事業の海外水ビジネス展開等）の検討を進めており、水・環境ソリューションハブの登録都市として拠点整備を進めている。

◆提案・要望の具体的内容

- 国土交通省が創設した資本整備総合交付金の交付要綱に記載のある「基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等」である「効果促進事業」の交付対象について、「国際展開にかかる拠点施設整備」を新たに追加するとともに、必要となる財政支援を行うこと。

○国の動向等

◇概算要求状況　　要望に係る概算要求なし

収益力ある農業の確立

要望先：財務省・農林水産省

県担当課：農業政策課・農業支援課・生産振興課・農村整備課

国が、平成22年３月に策定した「食料・農業・農村基本計画」では、平成32年度の食料自給率目標をカロリーベースで50％としており、麦・大豆・米粉用米等の生産拡大を図っているところである。

本県はその生産の基盤となるほ場の整備率が全国平均より低い。本県においても耕地を最大限に活用し、麦・大豆等の作付け拡大など、今まで以上に自給率向上を図るためには、一層の農地の整備を進める必要がある。

さらには、農業水利施設の老朽化対策や、台風・ゲリラ豪雨等自然災害が増大するなどの気象変化に対応した災害に強い農村づくりが重要な課題である。

また、農地の有効利用や細分化防止などを図るためには、相続税猶予制度等の充実が必要である。

1 農産物貿易交渉における適切な貿易ルールの確立

農林水産省

世界貿易機関（ＷＴＯ）交渉や環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉を含む自由貿易協定（ＦＴＡ）・経済連携協定（ＥＰＡ）交渉に当たっては、国民に対する十分な情報開示と明確な説明に努めること。

特に、ＴＰＰ交渉をはじめ農業分野の交渉に当たっては、国内農業が将来にわたって持続的に発展していけるよう、日本の重要品目に関する例外措置の確保など国内農業の振興等に与える影響に十分配慮すること。

◆現状・課題

- 世界貿易機関（ＷＴＯ）農業交渉においては、現在、市場アクセス分野における階層方式による関税削減や上限関税の是非、重要品目の数とその取扱いなどが交渉されている。自由貿易協定（ＦＴＡ）・経済連携協定（ＥＰＡ）交渉についても、関税の撤廃品目等についての交渉が行われている。
- 平成 26 年９月現在、カナダ、日中韓、ＥＵ等とのＦＴＡ・ＥＰＡ交渉が進められている。ＥＰＡについては平成 26 年７月に、オーストラリアとの協定に署名がなされ、モンゴルとは大筋合意に達したところである。このように、農業分野の自由化が急速に進展する可能性もある。
- 平成 25 年３月にＴＰＰ交渉に参加することを安倍首相が表明し、平成 25 年７月の第 18 回交渉(マレーシア)から参加した。ＴＰＰが締結され、関税が撤廃されると我が国農業への影響は非常に大きく、本県においても、特に、土地利用型の米、小麦や畜産関係の影響が大きいと想定される。
- ＦＴＡ・ＥＰＡについては、既にシンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ＡＳＥＡＮ、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルーと協定が発効している。
- 国は、ＴＰＰ交渉参加表明に合わせてＴＰＰ参加による国内経済や農林水産業への影響試算を公表。農林水産業への影響は３兆円の生産減少になると発表。本県においても特に土地利用型の米、小麦や畜産関係への影響が大きいと想定される。

◆提案・要望の具体的内容

・　貿易自由化の動きは本県農業に大きな影響を及ぼすことから、我が国が引き続き「多様な農業の共存」を理念とし、国内農業生産の強化や農家の経営安定につながる貿易ルールの確立に全力を尽くすこと。

・　また、すべての関税を撤廃するかたちでＴＰＰが締結されると本県農業への影響は非常に大きいため、国内農業の振興等に与える影響に十分配慮して交渉に当たること。

◆参考（制度改正等の状況）

・　ＷＴＯ農業交渉については、2011 年 12 月のＷＴＯ閣僚会議の議長総括において、ドーハラウンド交渉の一括合意は難しいが、部分合意も含めた新たな手法により打開の道を探ることとされた。これを受け、2013 年 12 月のＷＴＯ閣僚会議において、農業の一部（①途上国の食料安全保障目的の公的備蓄への国内支持に関する暫定措置等、②関税割当運用にかかる透明性向上、消化率の低い品目の運用改善、③輸出補助金の最大限の抑制等）について合意に至った。

○国の動向等

・　平成 25 年３月 15 日、安倍総理大臣によるＴＰＰ交渉参加表明の後、ＴＰＰ協定交渉（マレーシア・平成 25 年７月 15～25 日）に７月 23 日から参加。

・　日米閣僚級協議、オバマ大統領の訪日（日本・平成 26 年４月 23～25 日）。

・　ＴＰＰ閣僚会合（シンガポール・平成 26 年５月 19～20 日）。

2　次世代施設園芸団地の整備支援

農林水産省

農業の競争力強化を図る次世代施設園芸を広く普及させるため、十分な財源を確保し継続的な支援策を講じること。

◆現状・課題

・　国では施設園芸を次世代に向けて発展させるため、施設園芸の団地化によるコスト削減やＩＣＴによる高度な環境制御技術を活用した計画的な周年生産を行う次世代施設園芸の導入を支援している。

・　一方、埼玉県は発達した高速道路網、多くの食品関連企業進出、災害が少なく安定生産が可能な立地条件など次世代施設園芸団地整備に関する好条件が整っている。

・　しかし、高度な環境制御装置を装備した大規模な温室の整備には、初期投資が多額となるため、次世代施設園芸の普及拡大に支障をきたさないよう充実した支援策が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

・　収益性の高い次世代施設園芸を県内産地へ普及させるため、本県の園芸研究所内に計画している次世代施設園芸拠点の整備が計画的に実施できるよう十分な財源を継続的に確保すること。

○国の動向等

◇概算要求状況【農林水産省】

次世代施設園芸導入加速化支援事業　63 億円（26 年度 20 億円）

3 計画的な農業農村整備事業の実施

農林水産省

農業の競争力強化に資する農地の整備や農業水利施設の長寿命化対策、災害に強い農村づくりを計画的に実施するために必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

＜国の予算状況＞

- 平成 26 年度の農業農村整備事業費は、国費 2,689 億円、対前年度比 102%である。
- 農山漁村地域整備交付金の国費は、735 億円、対前年度比 100%である。
- これらを合せた農業農村整備に係る事業費は 3,424 億円、対前年度比 102%であるが、平成 21 年度と比べると 59%である。

＜本県の状況＞

- 本県は、ほ場の整備率が全国平均より低く、また、農業水利施設の老朽化対策や、台風・ゲリラ豪雨等自然災害に強い農村づくりが重要な課題である。

◆提案・要望の具体的内容

- 農地の整備や老朽化が著しい農業水利施設の補修・改修を計画的に実施して進捗を図るために必要な予算確保をすること。

○国の動向等

◇概算要求状況【農林水産省】［国費ベース］

農業農村整備事業	3,371 億円	（26 年度　2,689 億円）
農山漁村地域整備交付金（農業農村整備分）	875 億円	（26 年度　735 億円）

4 相続税納税猶予制度等の充実

財務省・農林水産省

農地の相続税課税方式の検討において、農地の細分化防止の観点から、現行の課税方式の維持を図ること。

農地の市民農園としての有効利用やほ場整備の推進に資するため、相続税及び贈与税の納税猶予対象農地に対する特例措置の充実、拡充を図ること。

◆現状・課題

- 農地の相続税課税方式について、現行の法定相続分課税方式から遺産取得課税方式へ改めることは、農地の細分化が進み農地の荒廃や農産物の供給力の低下を招く懸念がある。
- 相続税又は贈与税の納税猶予を受けている特例農地について、市民農園を開設するＪＡ等に貸し付けた場合には、納税猶予が打ち切られてしまうことから、農地の有効利用を進めていく上で支障となっている。
- また、ほ場整備に伴い用排水路・農道等として利用のために譲渡する場合にも、納税猶予が打ち切られてしまうことから、ほ場整備を進めていく上で支障となっている。
- なお、経営基盤強化促進法に基づいて特例農地を貸し付けた場合は、平成 21 年の農地制度の見直しに伴い、相続税の納税猶予が継続されることとなるとともに、平成 24 年度の税制改正により贈与税の納税猶予についても継続されることとなった。

◆提案・要望の具体的内容

・　相続税の課税方式については、後継者が農業経営を円滑に継承していけるよう、現行の課税方式を維持すること。

・　相続税及び贈与税の納税猶予制度については、市民農園整備促進法等に基づき市民農園を開設する地方公共団体やＪＡ等に市民農園として利用するため特例農地を貸し付けた場合にあっては、引き続き納税猶予の適用を受けることができる仕組みとすること。

・　また、ほ場整備に伴い用排水路・農道等として利用するために特例農地を譲渡した場合にあっては、納税が免除される仕組みとすること。

○国の動向等

◇概算要求状況【農林水産省】　　要望に係る概算要求なし。

◇制度改正等の状況【農林水産省】　要望に係る制度改正等の動きなし。

5　大雪による被災農業者への支援の充実

農林水産省

平成 26 年 2 月の大雪による被災農業者への支援対策に必要な財源を確保するとともに、平成 26 年度予算の繰越も含め、平成 27 年度以降も引き続き実施できるよう対策の充実を図ること。

◆現状・課題

・　県では国の補助制度を活用し、平成 26 年 2 月の大雪による被災農業者に対して、平成 26 年度予算で農業用施設の解体・撤去及び再建・修繕に要する経費の一部を助成する被害対策を講じた。

・　本県における農産物や農業用施設などの被害は甚大であり、また、関東甲信越地方の広範囲に被害が生じていることから、作業員や資材がひっ迫し、撤去・再建などの工事着工の遅れや再建経費の増大が予想される。

・　イニシャルコストを抑えて規模拡大を図るために空きハウスを借りたり、資力の弱い新規就農者にＪＡ等が建てたパイプハウスを貸し付けたりする事例があるが、今回の被災農業者向け経営体育成支援事業では、リースのハウスは対象にならない。

◆提案・要望の具体的内容

・　被災農業者の都合によらない理由により平成 26 年度中に再建に至らない場合もあるため、引き続き、次期対策を講じること。

・　地域農業の担い手を育成・確保するための支援対策であるため、コスト削減に有効なリース方式のハウスの修繕・再建についても助成の対象とすること。

○国の動向等

◇概算要求状況【農林水産省】　　要望に係る概算要求なし

◇制度改正等の状況　　要望に係る制度改正等の動きなし

収益を生み出す林業の振興

要望先：総務省・農林水産省

県担当課：森づくり課

収益を生み出す林業を目指すには、「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用を促進し、持続的な森林経営を行うことが重要である。

このためには、「植えて、育てる」森林整備を積極的に実施し、森林資源の充実と地域振興に重要な役割を果たしている森林整備法人への支援強化を図っていく必要がある。

1 森林整備法人への支援の充実・強化

総務省・農林水産省

森林整備事業及び管理経費に係る財政支援の充実・強化とともに、（株）日本政策金融公庫資金について、償還利子の軽減、無利子資金の充実、任意繰上償還の弾力化など、資金制度の充実を図ること。

◆現状・課題

- （公社）埼玉県農林公社は、昭和58年度に設立後、県内全域で森林整備を行い約3,200haの森林を造成・管理するに至っている。しかし、現在その多くが伐採時期に達せず、立木販売収入を得られる森林となるのは20数年先である。
- 農林公社は森林整備等に係る財源の多くを（株）日本政策金融公庫からの借入金に依存している。立木販売収入が無い中での元利償還金は経営の大きな負担となるため、すべてを県からの借入金で賄っており、平成25年度末の債務残高は183億円に達している。（うち公庫分は95億円、県分は88億円）
- 県は平成19年度以降の新規県貸付金については無利子化としている。さらに、平成22年度からは平成９年度までの既往県貸付金から発生する利息についても無利子化を行っている。
- 県は、平成22年２月に今後の経営改革に関する方針を定めた「埼玉県農林公社経営改革プラン」を策定し、農林公社の経営改革を指導している。
- 農林公社はこのプランに基づき、実施工程表を作成し経営改善に取り組んでいる。
- 国は、これまでも森林整備法人による森林整備を支援し、補助事業、金融措置、地方財政措置を講じてきたが、更なる措置を講ずる必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

- 補助制度を拡充し、強化すること。
- 公庫償還利子を軽減し、無利子資金を充実させること。
- 任意繰上償還を弾力化すること。

○国の動向等

◇概算要求状況【農林水産省】［国費ベース］

森林環境保全直接支援事業　403億4,900万円（26年度232億9,100万円）

分収林契約適正化事業　9,066万円（26年度9,060万円）

◇制度改正等の状況　要望に係る制度改正等の動きなし

埼玉の活力を高める道路整備

要望先：財務省・国土交通省

県担当課：道路政策課

圏央道や上尾道路などは、本県だけでなく我が国の成長エンジンである首都圏の発展を支える重要な道路である。

圏央道などの高規格幹線道路の整備の進展により、本県の交通の利便性は高まっている。今後は、県土の骨格となるこれらの道路を活用することで本県の潜在能力を余すことなく発揮させ、生活の利便性を向上させるとともに、産業の振興をより一層促進する必要がある。

しかし、今までの交通量の急激な増加に対し道路の整備が立ち遅れており、県内各地で渋滞が発生し本県の混雑時の走行速度は全国ワースト４位となっている。

1 幹線道路網整備の推進

国土交通省

県土の骨格を形成する体系的な道路網を整備するため、高規格幹線道路や地域高規格道路、その他の幹線道路などの早期整備及び整備に必要な財源を確保すること。

とりわけ、地域高規格道路である新大宮上尾道路（与野JCT～圏央道）の早期整備を図ること。

◆現状・課題

- 本県には東北縦貫自動車道・関越自動車道・常磐自動車道などの高速道路が整備されている。より円滑な移動を実現するためには、相互の結び付きの強化やインターチェンジへのアクセス向上を図る必要がある。
- 高速道路を補完する幹線道路では交通量の増加に道路の整備が追いつかず、県内各地で渋滞が発生している。このため、混雑時の走行速度は全国ワースト４位に留まっている。

混雑時走行速度（平日）

資料：平成22年度 道路交通センサス

◆提案・要望の具体的内容

○高規格幹線道路と地域高規格道路の整備

東日本における本県の中心拠点性を高めるとともに、活力の向上を図るため、高規格幹線道路や地域高規格道路の早期整備及び整備に必要な財源を確保すること。

・首都圏中央連絡自動車道（桶川北本 IC～白岡菖蒲 IC、久喜白岡 JCT 以東）
・新大宮上尾道路（与野 JCT～鴻巣市箕田）
・東埼玉道路、核都市広域幹線道路、熊谷渋川連絡道路
・西関東連絡道路（一般国道 140 号皆野秩父バイパス）

○バイパス整備や多車線化による幹線道路網の整備

円滑な交通の確保を図り、誰もが豊かさを実感できる県土づくりを進めるため、県土をネットワークする道路の早期整備及び整備に必要な財源を確保すること。

・一般国道４号（東埼玉道路）
・一般国道 17 号（上尾道路「さいたま市西区宮前町～鴻巣市箕田」、本庄道路）
・一般国道 254 号（和光富士見バイパス）
・主要地方道さいたま菖蒲線（上尾市）
・主要地方道練馬所沢線（所沢市）

○インターチェンジへのアクセス道路の整備

高速道路の整備効果を最大限に活用するため、インターチェンジに短時間でアクセスできる道路の整備に必要な財源を確保すること。

・一般国道 125 号（栗橋大利根バイパス）
・一般国道 407 号（鶴ヶ島日高バイパス）

○鉄道との立体交差化による渋滞の解消

鉄道との踏切等で発生する渋滞を解消し、円滑な交通を確保するため、踏切の立体化などの整備に必要な財源を確保すること。

・主要地方道羽生外野栗橋線（羽生市）
・（都）川越北環状線（川越市）
・東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業（春日部市）

○スマートインターチェンジの整備

交通利便性の向上や地域の活性化を図るため、スマートインターチェンジを早期に整備すること。また、スマートインターチェンジの整備推進にあたり、地元負担を軽減するための助成制度の拡充と十分な財源の確保を図ること。

・（仮称）寄居ＰＡスマートインターチェンジ
・上里スマートインターチェンジ

高規格幹線道路及び地域高規格道路網構想図

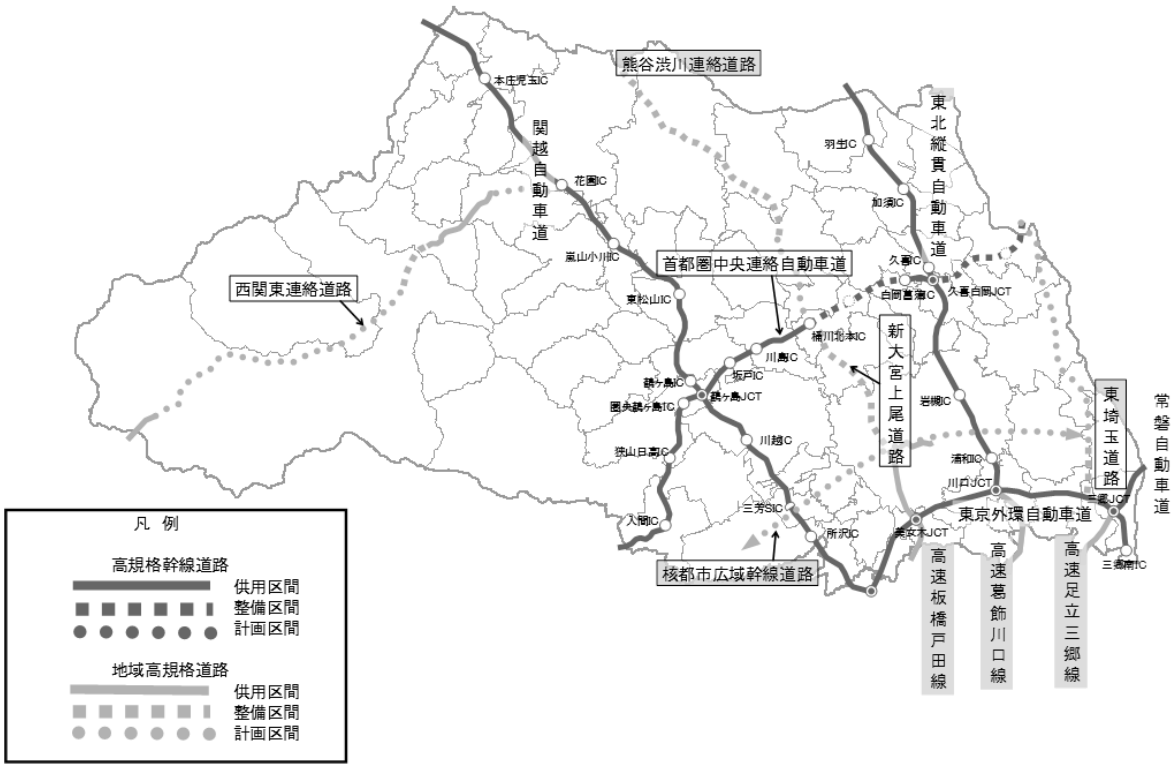

○国の動向等

◇概算要求状況【国土交通省】［事業費ベース］

直轄事業	1兆8,284億5,100万円	(26年度 1兆5,720億7,200万円)
社会資本総合整備	4兆7,818億1,100万円	(26年度 4兆 980億5,900万円)
・社会資本整備総合交付金	2兆1,769億6,500万円	(26年度 1兆8,653億1,300万円)
・防災・安全交付金	2兆6,048億4,600万円	(26年度 2兆2,327億4,600万円)

2 首都圏の新たな高速道路料金体系

財務省・国土交通省

首都圏の高速道路料金については、国において一体的で利用しやすい料金体系を構築すること。とりわけ、圏央道を利用しやすい料金体系とすること。

◆現状・課題

- 首都圏の３環状道路（圏央道、外環道、中央環状線）は、都心部への通過交通の流入を抑制し、バランス良く利用されることが重要である。
- しかし、圏央道内側では、３つの高速道路会社がそれぞれ料金設定し管理を行っている。
- 今後、圏央道や外環道が整備されると、利用者にとって複雑で利用しにくい料金体系となる。

◆提案・要望の具体的内容

- 都心に集中する交通を外側の環状道路を適切に分散し、高速道路ネットワークの効果を最大限発揮させるよう、一体的で利用しやすい料金体系の構築を図ること。
  特に、圏央道の料金については、環状道路の機能を発揮し、公正妥当の観点から、有効に活用されるよう料金の低減策を講じること。
- 首都圏の高速道路料金体系を検討する際には、地方の意見を聞く場を設け、具体的な検討を進めること。

◆参考

東北道・久喜ＩＣから中央道・八王子ＩＣまでの料金比較（県試算）

圏央道を利用した場合（79.2km）	３，２４０円
中央環状線を利用した場合（86.3km）	２，５２０円

※当該区間の圏央道が開通し、現行の料金を適用した場合とする。

○国の動向等

◇概算要求状況【国土交通省】［事業費ベース］

有料道路事業等　1 兆 9,809 億 4,200 万円（26 年度　1 兆 8,014 億 4,100 万円）